

入札説明書（実川（実川）林道（壺安橋）外2実施設計）

下越森林管理署における令和6年度実川（実川）林道（壺安橋）外2実施設計に係る入札公告（測量・コンサルタント等業務）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和6年5月2日

2 支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 下越森林管理署長 山本満久

3 業務概要

- (1) 業務名 実川（実川）林道（壺安橋）外2実施設計
- (2) 業務場所 新潟県東蒲原郡阿賀町実川字飯豊山国有林 240 林班外
- (3) 業務内容 詳細は入札公告の「業務費内訳書等」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年12月9日まで
- (5) 本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に規定する基準に基づく価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を下回った場合、業務の履行にあたり契約相手方に一定の義務を課す業務である。
また、低入札価格調査基準価格を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。
- (6) 本業務は、予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合、落札価格が業務品質確保の観点から下越森林管理署長が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回った場合、業務の履行にあたり契約相手方に一定の義務を課す業務である。
- (7) その他
- ア 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札等を電子入札システムで行う業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
この申請の窓口及び受付期間は次のとおりである。
- ・受付窓口：入札公告3の(2)のイに同じ。
 - ・受付期間：入札公告3の(2)のアに同じ。
- イ 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムに利用者登録を行ったものに限る。
- (8) 本業務は、令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価及び令和6年3月から適用する資材単価等を適用している。詳細は関東森林管理局ホームページを参照すること。（<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/tisan/140418.html>）

4 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条に規定する特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和5・6年度の関東森林管理局における測量・建設コンサルタント等に係る建設コンサルタントA等級又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関

東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

- (3) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づき森林土木部門又は鋼構造及びコンクリート部門の登録を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの15年度間に元請けとして、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。

なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び治山センター所長(以下「森林管理局長等」という。)が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務に係る実績である場合にあっては、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」(平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁官通知)第4の3に規定する業務成績評定表の総合評定点(以下「評定点合計」という。)が60点未満のものを除く。

同種業務：林道工事(林業専用道、林道規程の自動車道の構造・規格を満たす作業道、治山資材運搬路、保安林管理道、保安林管理車道を含む)に係る測量・設計業務(森林管理局長等以外の発注業務を含む。)森林整備保全事業における林道等又は治山事業における作業道、保安林管理道、資材運搬路に係る鋼橋PCB含有調査又は施設点検業務、国土交通省、都道府県、市町村の所管する道路橋に係るPCB含有調査又は施設点検業務。

- (6) 関東森林管理局管内の森林管理局長等が発注した業務で、当該業務と同種業務のうち、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年度間に完了し業務成績評定を実施している場合においては、すべての同種業務に係る評定点合計の平均が60点以上であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできないものとする。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条に規定する技術士の登録(総合技術監理部門(森林-森林土木又は建設-鋼構造及びコンクリート)、森林部門(森林土木)又は建設部門(建設-鋼構造及びコンクリート)に限る。)を受けた者又は、次のいずれかに該当する者。

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第108条第2項に規定する大学(以下「短期大学」という。)を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門又は鋼構造及びコンクリート部門の職務に従事した期間が18年以上ある者

(イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門又は鋼構造及びコンクリート部門の職務に従事した期間が23年以上ある者

(ウ) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業(卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。)後、森林土木部門又は鋼構造及びコンクリート部門の職務に従事した期間が27年以上ある者

(エ) 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する者(技術士補、RCCM(森林土木部門又は鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有する者)であって、森林土木部門又は鋼構造及びコンクリート部門の職務に従事した期間が8年以上ある者

イ 平成21年4月1日から令和6年3月31日の15年度間に完了・引き渡した、上記(5)に掲げる同種業務において管理技術者、照査技術者及び担当技術者のいずれかに従事した経験を有する者であること。

なお、本業務の業務実績は、森林管理局長等が発注した同種業務のうち、業務成績評定を実施している場合にあっては、業務成績評定点及び管理技術者に係る技術者成績表定点のいずれかが60点未満のものは除く。

ウ 入札公告の3の(2)に示す申請書の提出日に直接的な雇用関係がある者であること。

- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長

官通知) 又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと (基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な入札が阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)若しくは森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 低入札価格調査基準価格又は、品質確保基準価格を下回る価格により契約を締結した場合、入札説明書 16 又は 17 で示す受注者の義務を履行できる者であること。

(11) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げることに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官または分任支出負担行為担当官(以下「支出負担行為担当官等」という。)から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

申請書及び資料の様式は、関東森林管理局ホームページ「入札における競争参加資格確認申請書の様式」(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinnsei-yosiki.html>) からダウンロードすることができる。

なお、競争参加資格の確認については、関東森林管理局競争参加資格有資格者名簿に登載された商号又は名称等で確認するため、当該名簿に登載された有資格者以外で競争入札参加申請等を行う場合は、事前に任意の様式により代理人を選任すること及び権限を委任する事項を記載した委任状を事前に又は競争参加申請時に提出することが必要であり、委任状の提出が申請書、資料及び提案書の提出までにない場合は、当該提出を無効とする。

上記 4 の(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。その場合において、4 の(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において 4 の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において 4 の(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

また、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者又は申請書等の提出を無効とされたものは、本競争入札に参加することができない。

申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること(提出期限必着。)。

【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期限: 入札公告 3 の(2)のアに同じ。

イ 提出方法:

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別紙様式 1)、「資料」(別紙様式 2~4) 以下(3)に示す申請書及び資料に記載した内容を証明する書類をそれぞ

れ貼付し提出すること。ただし、申請書及び資料のファイルの合計容量が 10MB を超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は、1 通知に付き 7MB 以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着。）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、下記の内容を記載した書面（様式自由。）を電子入札システムより、申請書及び資料として送信すること。

- (ア) 電子メールで提出する旨の表示
 - (イ) 書類の目録
 - (ウ) 書類のページ数
 - (エ) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- 電子メールの場合の送付先は入札公告 3 の(2)のイに同じ。

ウ ファイル形式：

電子入札システムにより提出する申請書等のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

- (ア) Microsoft Word
- (イ) Microsoft Excel
- (ウ) その他のアプリケーション PDF ファイル
- (エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- (オ) 圧縮ファイル ZIP 形式

【紙入札方式による提出の場合】

- ア 提出期限：入札公告 3 の(2)のアに示す最終日（郵送の場合は書留郵便により最終日までに到着したもののみ有効。）とする。
- イ 提出先：入札公告 3 の(2)のイに同じ。

紙入札方式により入札に参加する場合は、返信用封筒として表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵便料金の切手(404 円)を貼った長 3 号封筒を提出書類と併せて提出すること。

- (2) 競争参加資格確認申請書は別紙様式 1 により作成すること。
- (3) 競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。

ただし、アの同種業務の実績（別紙様式 2）、イの配置予定技術者の状況（別紙様式 3）における同種業務の経験については、業務が完了しているものに限り記載すること。

なお、「同種業務の実績」（別紙様式 2）及び「配置予定技術者の状況」（別紙様式 3）に記載する業務の実績は森林管理局長等が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務に係る実績である場合にあっては、当該業務に係る業務成績評定通知書等の評定点を証明する書類（以下「業務成績評定通知書等」という。）の写しを添付すること。

また、業務成績評定通知書を紛失している場合は、別紙様式 2-2 により発注者に業務成績の確認を申請し、業務成績確認書を添付すること。

ア 同種業務の実績（別紙様式 2）

上記 4 の(5)に掲げる実績があることを判断できる同種業務の実績を別紙様式 2 に 1 件記載すること。

イ 配置予定技術者の状況（別紙様式 3）

上記 4 の(7)に掲げる基準を満たすことを判断できる配置予定の技術者の資格、経験した同種業務の概要（1 件のみとする。）等を別紙様式 3 に記載すること。

なお、配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。

また、配置を予定している管理技術者の資格又は経験を証明するための書面として次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかを添付すること。

- (ア) 技術士は、技術士登録等証明証の写し

- (イ) 林業技士の登録を受けた者は、登録証の写し及び当該技術者の雇用主が証明する業務経歴の原本（技術者の名称・学歴に応じた期間）

- (ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の者は、当該技術者の雇用主が証明する実務経験の原本（技術者の名称・学歴に応じた期間）

ウ 業務成績評定（別紙様式 4）

上記 4 の(6)に掲げる資格があることを確認するため、関東森林管理局管内の森林管理局長等が発注した同種業務のうち、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年度間に完了した業務について、業務成績評定が行われている同種業務のすべてを別紙様式 4 に記載し、記載したすべての業務成績評定通知書の写しを添付すること（「同種業務の実績」（別紙様式 2）及び「配置予定技術者の状況」（別紙様式 3）に添付する業務成績評定通知書等の写しと重複している場合であっても、別に提出すること。）。

なお、業務成績評定通知書の写しの提出は、関東森林管理局管内のいづれかの署等へ、年度初の申請書にだけ添付することとし、2 回目以降の申請書においては、「業務成績評定通知書の写しは、○○調査設計において提出済み」と記入することで、再度の添付を要しないこととする。

また、紛失している業務成績評定通知書がある場合は、別紙 2-2 により発注者に業務成績の確認を申請し、業務成績確認書を添付すること。

エ 契約書等の写しの提出

アの同種業務の実績（別紙様式 2）、イの配置予定技術者の状況（別紙様式 3）においては、実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。契約書の他に施工計画書等の当該業務の内容を確認できる書類の写し、及び技術者の届出書等の配置予定管理技術者が管理技術者、照査技術者又は担当技術者として当該業務に従事したことを確認できる書類の写しを添付すること。

また、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されており、入札公告において明示した内容を TECRIS で確認できる場合は、契約書の写しに代えて TECRIS 登録した写しを添付することができる。

必要書類の添付がない場合は、入札参加資格なしとするので留意すること。

なお、契約書等を紛失している場合は、業務証明書（別紙様式 2-1）を添付すること。

(4) 申請書及び資料等作成説明会

申請書及び資料等作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 入札公告 3 の(2)のアの期間内に申請書及び資料の提出がない場合（必要書類の未提出等も含む。）又は申請書及び資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、提出期限の翌日から起算して 7 日以内に通知する。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

ア 申請書、資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官等は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式自由。）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和 6 年 5 月 31 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）16 時まで（12 時から 13 時までを除く。）。

イ 提出先：入札公告 3 の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着。）。

(2) 支出負担行為担当官等は、(1)の説明を求められたときは、(1)のアの最終日の翌日から起算し

て 7 日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して、書面により回答する。

(3) (1)の理由を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを、次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：回答日より 1 ヶ月間。

イ 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/situmon-kaitou.html>）

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対し、次に従い、書面（様式自由。）により再苦情を申立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から 7 日（休日を除く。）以内。

イ 提出先：入札公告 3 の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着。）。

(5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官等は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由。

イ 申立てが認められたときは、支出負担行為担当官等が講じようとする措置の概要。

7 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

(1) 本入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式自由。）により提出すること。

ア 提出期限：令和 6 年 5 月 7 日から令和 6 年 5 月 29 日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日 9 時 00 分から 16 時 00 分まで（12 時から 13 時までを除く。）。

イ 提出先：入札公告 3 の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（様式自由。）。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により行う。

また、(1)の質問及び回答書の写しを令和 6 年 5 月 30 日から令和 6 年 6 月 4 日まで、関東森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

8 入札及び開札の日時、場所等

(1) 電子入札システムによる入札の開始及び締切りは、入札公告 4 の(3)のアによる。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

(2) 持参による紙入札の場合は、入札公告 4 の(3)のイによる。

この場合、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

(3) 開札は、入札公告 4 の(3)のウによる。

9 入札の方法

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合の入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称、住所、宛名及び業務名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 第 1 回の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。電子入札システムにより入札した者については、発注者から再入札通知書を送付するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要する場合

は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
なお、入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除する。
- (2) 契約保証金：納付するものとする。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

ア 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

イ 予決令第100条の2第1項第1号の規定により、業務請負契約書の作成を省略できる業務請負契約である場合は、契約の保証を要しないものとする。

11 業務費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額と一致した業務費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

業務費内訳書の様式は自由であるが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

ア 電子入札方式の場合

(ア) 提出方法

業務費内訳書を(ア)に示すファイル形式にて作成し、業務費内訳書添付フィールドに業務費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、業務費内訳書のファイルの容量が10MBを超える場合には、次の(イ)によること。

(イ) 電子メールについて

業務費内訳書のファイルの容量が10MBを超える場合には、業務費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着。）。この場合には、業務費内訳書の一式を電子メールで送付するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式自由。）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

a 電子メールで提出する旨の表示

b 書類の目録

c 書類のページ数

d 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの送付先は、入札公告3の(2)のイに同じ。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記5の(1)のウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

イ 紙入札方式での場合

入札書とともに業務費内訳書を提出すること。

- (2) 提出され業務費内訳書は、返却しない。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称、住所、宛名及び業務名を記載し、記名及び記名(電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合。)を行った業務費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官等が提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。また、当該業務費内訳書が未提出又は提出された業務費内訳書が未記入の業者の行った入札は無効とする。

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

13 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに下記23の(9)の別冊入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (2) 支出負担行為担当官等により競争参加資格がある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格がない者に該当する。
- (3) 上記(1)又は(2)の場合には、「工事請負契約指名停止措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

14 落札者の決定方法

落札者は次の方法により決定するものとする。

- (1) 競争参加者資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 上記(1)において最低価格の者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合又はくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 予決令第85条に基づく調査基準価格及び品質確保基準価格を下回った入札を行った者は、最も低い価格で入札した者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。
- (4) 落札者が森林管理局長等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額。)に100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

15 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。
なお、低入札価格調査の事情聴取等については、別途通知する。
また、別途通知を行った場合、提出期限までに、記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、関東森林管理局署等競争契約入札心得に定める入札に関する条件に違反したとしてその入札を無効とする。
- (2) 入札者が虚偽の資料を提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該業務の成績評定に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

低入札価格調査基準価格を下回る価格により契約を締結した業務の履行にあたり、受注者は、次の(1)から(5)までについて実施しなければならないものとする。

なお、(3)及び(5)については、開札後速やかに実施の可否について確認を行うものとし、実施が困難な場合については、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とし指名停止とする。

(1) 業務成果の内容等について、受注者の照査を実施した後に、第三者による照査を、受注者の負担において実施すること。また、受注者は、照査結果の報告時に第三者の照査者の同席を求めるものとする。

(2) 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、配置された管理技術者が現場に常駐すること。

(3) 配置予定技術者とは別に、次に掲げるすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、その旨が確認できる書面として、当該業務の「増員担当技術者の経歴等」(別紙様式5)及び「増員担当技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」(別紙様式6)並びに配置予定管理技術者が保有するすべての資格一覧とその資格証等の写しを提出することとする。

ア 管理技術者として従事した同種業務の件数について、配置予定管理技術者の有する従事件数以上の従事件数を有している者

イ 配置予定管理技術者が保有しているすべての資格を有している者

なお、増員する担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録すること。

(4) 業務実施上、必要となるすべての打ち合わせに管理技術者と(3)により増員配置した担当技術者を出席させること。

(5) 本業務の実施における不備により、発注者に損害を与えた場合は、受注者の責任において損害補填する旨を明記した受注者の代表者の直筆署名による品質証明書(別紙様式7)を提出すること。また、損害補填の期間は、本業務にかかる工事が完成するまでとする。

(6) 別紙様式5から7については、下越森林管理署長等が指定した日までに入札公告3の(2)のイに提出すること。なお、様式は関東森林管理局ホームページからダウンロードすることができる。

(7) 契約履行中に、上記(1)、(2)及び(4)について履行しなかったことを確認した場合は、指名停止とし業務成績評定において減点とする。

17 品質確保基準価格

(1) 予定価格が100万円を超える1,000万円以下の業務にあっては、品質確保の観点から下越森林管理署長等が定める品質確保基準価格を下回る価格により契約を締結した場合、受注者は上記16の「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務を負うものとする。

(2) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じるものとする。

18 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面(様式自由。)により説明を求めることができる。

ア 提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内。

イ 提出先：入札公告3の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる(提出期限必着)。

(2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは(1)のアの提出期限の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを、次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 供覧期間：(2)の回答日の翌日から令和7年3月31までの休日を除く毎日9時00分から17時00分(12時から13時までを除く。)。

イ 閲覧場所：入札公告3の(2)のイと同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して、次に従い、書面(様

式自由)により再苦情を申立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から 7 日（休日を除く。）以内。

イ 提出先：入札公告 3 の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

(5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官等は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえたうえで、審議結果の報告を受けた日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

イ 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官等が講じようとする措置の概要

19 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として、支出負担行為担当官等が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。）。

20 支払条件

前金払：有

21 本業務に直接関連する他の業務の請負契約を本業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無：無

22 関連情報を入手するための照会窓口

入札公告 3 の(2)のイと同じ。

23 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札者は、上記 5 の(1)の資料に記載した配置予定の技術者から本業務に従事する技術者を選定し配置すること。

(3) 電子入札システムは、休日を除く 9 時から 17 時まで稼働している。

(4) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

・システム操作、接続確認等の問合せ先

農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間：休日を除く 9 時から 16 時（12 時から 13 時までを除く。）

電話：048-254-6031

E-mail：help@maff-ebic.go.jp

(5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(6) 国有林野事業業務請負契約約款を交付されていない者は、関東森林管理局のホームページ（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>）からダウンロード又は閲覧すること。

(7) 林道工事調査等業務標準仕様書及び林業専用道作設指針については、関東森林管理局のホームページを閲覧すること。（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/100319-1.html>）

(8) また、入札心得についても、関東森林管理局のホームページを閲覧すること。（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>）

(9) 本業務は、令和 4 年度積算基準に基づくものであるが、令和 5 年 3 月 29 日に「令和 5 年度から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」（令和 5 年 3 月 29 日付け 4 林整計第 868 号林野庁森林整備部計画課長通知）が通知されたことを踏まえ、業務の発注

者又は受注者は、国有林野事業業務請負契約約款第 59 条の規定に基づき、次の方により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k ：当初契約の落札率

- (10) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。